

(人事コンサルティング料の返還制度)

人事コンサルティング料発生時以降に採用決定者が入社に至らなかった場合、又は採用決定者が自己都合退職若しくは就業規則に基づく解雇により入社後 3 ヶ月以内に退社に至った場合(但し、採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なる事に起因する退社等の場合は除く。)、弊社(株)アパレルコンシェルは、採用企業に対して、次のとおり人事コンサルティング料を返還するものとする。

入社後 1 ヶ月以内に退社：人事コンサルティング料の 80%

入社後 1 ヶ月経過後 2 ヶ月以内に退社：人事コンサルティング料の 50%

入社後 2 ヶ月経過後 3 ヶ月以内に退社：人事コンサルティング料の 30%